令和6年 第1回定例会 群馬県後期高齢者医療広域連合議会 会 議 録

会 期

令和6年2月13日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録目次

| 1 | 会 | 期 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
|---|---|---|----|---|----|---|-----|----|----|---|---|---|----|---|----|---|---|---|----|---|-----|---|---|----|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|
| 2 | 会 | 場 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| 3 | 議 | 事 | 日 | 程 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| 4 | 本 | 日 | 0) | 会 | 議 | に | 付 | L | た | 事 | 件 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| 5 | 出 | 席 | 議 | 員 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| 6 | 欠 | 席 | 議 | 員 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 7 | 説 | 明 | 0) | た | め | 出 | 席 | L | た | 者 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 8 | 職 | 務 | 0) | た | め | 出 | 席 | L | た | 広 | 域 | 連 | 合 | 事 | 務 | 局 | 職 | 員 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 9 | 会 | 議 | 0) | 経 | 過 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | 開 | | 会 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | 開 | | 議 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| | 諸 | 般 | 0) | 報 | 告 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | 会 | 議 | 録 | 署 | 名 | 議 | 員 | 0) | 指 | 名 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | 会 | 期 | 0) | 決 | 定 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | 報 | 告 | 議 | 案 | 0) | 上 | 程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 報 | 告 | 第 | 1 | 号 | | 債 | 権 | の | 放 | 棄 | に | つ | Į, | て | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | 条 | 例 | 議 | 案 | 0) | 上 | 程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 議 | 案 | 第 | 1 | 号 | | 群 | 馬 | 県 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | 広 | 域 | 連 | 合 | 職 | 員 | 0) | 勤 | 務 | 時 | 間 | ` | 休 | 暇 | 等 | に | |
| | | | | | | | | 関 | す | る | 条 | 例 | 0) | _ | 部 | を | 改 | 正 | す | る | 条 | 例 | に | つ | ١, | て | | | | | | | | |
| | | | 提 | 案 | 理 | 由 | 0) | 説 | 明 | | 片 | 貝 | 事 | 務 | 局 | 長 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| | | 議 | 案 | 第 | 2 | 号 | | 群 | 馬 | 県 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | 広 | 域 | 連 | 合 | 会 | 計 | 年 | 度 | 任 | 用 | 職 | 員 | 0) | 給 | 与 | 及 | |
| | | | | | | | | び | 費 | 用 | 弁 | 償 | に | 関 | す | る | 条 | 例 | 0) | _ | 部 | を | 改 | 正 | す | る | 条 | 例 | に | つ | ١, | て | | |
| | | | 提 | 案 | 理 | 由 | 0) | 説 | 明 | | 片 | 貝 | 事 | 務 | 局 | 長 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| | | 議 | 案 | 第 | 3 | 号 | | 群 | 馬 | 県 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | 広 | 域 | 連 | 合 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | に | 関 | す | る | 条 | |
| | | | | | | | | 例 | 0) | _ | 部 | を | 改 | 正 | す | る | 条 | 例 | に | つ | ١ ر | て | | | | | | | | | | | | |
| | | | 提 | 案 | 理 | 由 | 0) | 説 | 明 | | 片 | 貝 | 事 | 務 | 局 | 長 | | • | • | • | • | • | • | • | | | | | • | • | • | | • | 6 |
| | 補 | 正 | 予 | 算 | 議 | 案 | (T) | 上 | 程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 議 | 案 | 第 | 4 | 号 | | 令 | 和 | 5 | 年 | 度 | 群 | 馬 | 県 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | 広 | 域 | 連 | 合 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | |
| | | | | | | | | 特 | 別 | 会 | 計 | 補 | 正 | 予 | 算 | (| 第 | 2 | 号 |) | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 提 | 案 | 理 | 由 | (T) | 説 | 明 | | 片 | 貝 | 事 | 務 | 局 | 長 | | | | | | • | • | | | | | | | • | • | | • | 8 |
| | 予 | 算 | 議 | 案 | 0) | 上 | 程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 議 | 案 | 第 | 5 | 号 | | 令 | 和 | 6 | 年 | 度 | 群 | 馬 | 県 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | 広 | 域 | 連 | 合 | _ | 般 | 会 | 計 | 予 | 算 | | |
| | | 議 | 案 | 第 | 6 | 号 | | 令 | 和 | 6 | 年 | 度 | 群 | 馬 | 県 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | 広 | 域 | 連 | 合 | 後 | 期 | 高 | 齢 | 者 | 医 | 療 | |
| | | | | | | | | 特 | 別 | 会 | 計 | 予 | 算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | 以 | 上 | 2 | 議 | 案 | D | _ | 括 | 上 | 程 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 10 |
|----|-----|----|---|----|---|---|-----|---|---|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | | | 提 | 案: | 理 | 由 | の | 説 | 明 | | 清 | 水 | 広 | 域 | 連 | 合 | 長 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 10 |
| | | | 提 | 案: | 理 | 由 | の | 詳 | 細 | 説 | 明 | | 片 | 貝 | 事 | 務 | 局 | 長 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 11 |
| | 規 | .約 | 変 | 更 | 協 | 議 | (T) | 上 | 程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 議 | 案 | 第 | 7 | 号 | | 群 | 馬 | 県 | 市 | 町 | 村 | 公 | 平 | 委 | 員 | 会 | 共 | 同 | 設 | 置 | 規 | 約 | の | 変 | 更 | に | 関 | す | る | 協 | 議 | |
| | | | | | | | | に | つ | <i>(</i>) | て | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 提 | 案: | 理 | 由 | 0) | 説 | 明 | | 片 | 貝 | 事 | 務 | 局 | 長 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 15 |
| | 閉 | | 会 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 16 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会詞 | 議録 | 署 | 名 | 議」 | 員 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 17 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参 | 考資 | 料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 | 案 等 | 審 | 議 | 結 | 果 | | 覧 | 表 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 20 |

令和6年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

- 1 会期 1日:令和6年2月13日(火曜日)
- 2 会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室
- 3 議事日程 第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 債権の放棄について

日程第 4 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に ついて

日程第 6 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 4 号 令和 5 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 議案第5号 令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予 算

日程第 9 議案第 6 号 令和 6 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計予算

日程第10 議案第7号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する 協議について

- 4 本日の会議に付した事件 日程第1から日程第10まで
- 5 出席議員(18名)

1番 阿 部 忠 幸 2番 窪 田 出

3番 時 田 裕 之 4番 大 竹 隆 一

沼 宏 5番 人 見 武 男 6 番 長 泰 7番 矢 部 伸 幸 8番 中 村 浩 10番 安カ川 信 之 11番 青 木 貴 俊 13番 12番 次 雄 佐 藤 信 罍 次 14番 杉 山 英 行 15番 生 方 勇 坂 本 英 夫 巧 16番 17番 黒 岩 18番 萩 原 正 信 19番 坂 上 祐 次

6 欠席議員(1名)

9番権田昌弘

7 説明のため出席した者

広域連合長 清 水 副広域連合長 聖義 茂原荘一 事務局長 片 貝 早 苗 事務局次長 小 山 和 寛 給 付 課 長 根岸千春 管 理 課 長 富 畄 久 恵 保健事業室長 松本弘子

8 職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長 秋 山 欣 之 議会書記 早 川 由貴子 雄大 議会書記 任 須 永 主 新 井 勇 貴 大 脇 和 晃 主 任 主 任 木 村 翼

9 会議の経過

○ 開 会

午後1時00分

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長(青木貴俊議員)

直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長(青木貴俊議員)

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記(早川由貴子)

令和5年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、令和5年7月執行分から12月執行分までの現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、 ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等 執行部の出席を求めております。以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長(青木貴俊議員)

はじめに、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番時田裕之議員、4番大竹隆一議員、以上の2名を指名いたします。

◎会 期 の 決 定

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎報告議案の上程

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第3、報告第1号「債権の放棄について」を議題といたします。報告の内容説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長(片貝早苗)

報告第1号「債権の放棄について」ご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

報告第1号につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第 1項の規定により債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもの でございます。

今回報告いたします債権放棄につきましては、後期高齢者医療診療報酬返還金、3件合わせまして、77万3,728円につきまして、消滅時効に係る時効期間が満了したことにより債権を放棄したものでございます。以上でございます。

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいま、報告の内容説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、報告第1号を終わります。

◎条例議案の上程

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第4、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長(片貝早苗)

議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ、別冊説明資料の1ページと併せてご覧ください。

改正の理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の規定により、令和5年4月1日から定年前再任用短時間勤務制が導入されたことに伴い、条文中の文言を整備するものでございます。

主な内容でございますが、条文中の「再任用短時間勤務職員」の文言を「定年前再任 用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ついて」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(青木貴俊議員)

起立全員です。よって、議案第1号を可決することに決まりました。

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第5、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長(片貝早苗)

議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書3ページと別冊説明資料の4ページを併せてご覧ください。

改正の理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の規定による、会計年度任用職員への勤勉手当の追加、及び群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定による、群馬県会計年度任用職員に適用される給料表の改定に準じた、令和6年度以降における会計年度任用職員の給料表の改正を行うほか、当該勤勉手当の追加に伴い、群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例中の文言を整備するものでございます。

主な内容でございますが、4点ございます。

まず1点目、(1)ですが、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加する改正を行い、 併せて勤勉手当支給の基準日、勤勉手当基礎額等を新設するものです。

2点目、(2)ですが、給料月額を引き上げるものです。

3点目、(3)ですが、群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例における、勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員への勤勉手当の支給に関する規

定に、会計年度任用職員を加える改正を行うものです。

4点目、(4)ですが、条文中の「再任用短時間勤務職員」の文言を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものです。

施行期日は、(1)から(3)については、令和6年4月1日、4点目については、公 布の日でございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(青木貴俊議員)

起立全員です。よって、議案第2号を可決することに決まりました。

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第6、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ついて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長(片貝早苗)

議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書8ページと別冊説明資料の13ページを併せてご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第104条 第3項の規定に基づき、2年を通じ財政の均衡を保つことができる保険料率を令和6年 度及び令和7年度について定めるほか、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築 するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過 措置に関する政令」等、及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、 所要の改正を行うものでございます。

次に、2の主な内容でございますが、2点ございます。

まず、1点目、(1)の保険料率につきましては、①として、令和6年度及び令和7年度の所得割率を100分の10.07としますが、ただし書きにありますとおり、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率は、100分の9.36とするものとし、②として、被保険者均等割額を4万9,100円とするものです。

2点目、(2)の賦課限度額及び軽減判定基準につきましては、①として、保険料の賦課限度額を66万円から80万円としますが、ただし書きにありますとおり、アの令和6年4月1日前から後期高齢者医療の被保険者であった者と、イの障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者である者の令和6年度の賦課限度額は、73万円とするものです。

次に、軽減判定基準の見直しに伴い、②として、均等割額5割軽減を判定する際は、被保険者の人数に乗じる金額を29万円から29万5千円とし、③として、均等割額2割軽減を判定する際は、被保険者の人数に乗じる金額を53万5千円から54万5千円とするものです。

施行期日は、令和6年4月1日でございますが、改正後の規定につきましては、議案書8ページの一番下の附則に記載がありますとおり、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(青木貴俊議員)

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第7、議案第4号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長(片貝早苗)

議案第4号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,468万4千円を減額し、予算の総額 を、歳入歳出それぞれ、2,721億4,378万3千円とするものでございます。

内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

20ページ、21ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。1款1項2目の「保険料等負担金」ですが、2億1,004万1千円減額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「保険料負担金」は、市町村が徴収した保険料ですが、実績の見込みによりまして、1,850万5千円増額し、その下の「保険基盤安定負担金」は、低所得者等の保険料 法定軽減分を県負担金と併せて市町村が負担するものでございますが、決算見込みによりまして、2億2,854万6千円減額するものでございます。

次に、2款の「国庫支出金」ですが、1項2目の「高額医療費負担金」は、歳出の「高額療養費」の決算見込みによりまして、3億5,795万7千円増額するものでございます。

2項1目の「調整交付金」は、7,230万9千円増額するものでございます。

この内訳ですが、説明欄に記載の「普通調整交付金」は、決算見込みによりまして、 1,617万円増額し、「特別調整交付金」は、制度事業費補助金からの振替による増額、 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金への振替による減額、新型コロナウィルス感染症 による保険料減免などが交付対象となりましたこと等により、7,230万9千円増額 するものでございます。

2項2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、広域連合が実施する、健康診査 事業等に対する国庫補助金でございますが、一部が特別調整交付金から交付される見込 みとなりましたため、1億6,374万4千円減額するものでございます。

2項6目の「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」は、電算処理システムの機器更改に係る財政支援でございますが、特別調整交付金による歳入を見込んでおりましたが、補助金として交付される見込みとなりましたので、1億828万4千円増額するものでございます。

次に、3款「県支出金」、1項2目の「高額医療費負担金」は、国庫支出金の高額医療費負担金と同額の、3億5,795万7千円増額するものでございます。

次に、5款の「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして、4,020万円減額するものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをご覧ください。

7款1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、主に歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるものですが、先ほどの国庫支出金及び県費支出金の増額などを受けまして、5億1,730万1千円減額するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、24ページ、25ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。

2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等をもとに見込みまして、1項1目の「療養給付費」は、56億2,800万円の減額、2目の「訪問看護療養費」は、2億3,700万円の増額、2項1目の「高額療養費」は、53億9,100万円を増額するものでございます。

次に、4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が 実施する共同事業への拠出金ですが、決算見込によりまして、4,170万円減額する ものでございます。

8款1項1目の「保険料還付金」は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金で、決算見込によりまして増額するものでございます。

このほか、2款「保険給付費」における、財源更正につきましては、財源の組み替え を行うものでございます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第4号「令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(青木貴俊議員)

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎予算議案の上程

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第8、議案第5号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第9、議案第6号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計予算」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長(清水聖義)

ただいま一括上程となりました、議案第5号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域 連合一般会計予算」及び議案第6号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高 齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、29ページでございます。

まず、議案第5号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、9,872万4千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、1,000万円と定めるものでございます。一般会計では、議会や事務局の運営に係る予算を計上しております。

次に、議案書47ページをご覧ください。

議案第6号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」 でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,797億670万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、100億円と定めるものでございます。 特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を計上しておりますが、歳出の9 8.9%は保険給付費でございます。

歳入につきましては、保険給付費の約5割が市町村、国、県からの公費負担、約4割が現役世代からの支援金である支払基金交付金、それから約1割が被保険者からの保険料となっています。

詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、 ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(青木貴俊議員)

事務局長。

○ 事務局長(片貝早苗)

議案第5号につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の36ページ、37ページをご覧ください。

初めに歳入でございますが、1款「分担金及び負担金」9,839万4千円は、一般 会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

5款の「諸収入」ですが、2項1目の雑入はホームページのバナー広告料2万4千円が主な内容でございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、38ページ、39ページをご覧ください。

1款「議会費」77万9千円は、19名の議員の議員報酬などでございます。

次に、2款1項1目「一般管理費」8,236万9千円は、広域連合を運営するための、 一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄に記載してございます12節 委託料250万9千円は、庁内 ネットワークシステムの運用等に係る経費を計上しております。

13節、使用料及び賃借料953万4千円は、広域連合事務局事務室の賃借料であります建物賃借料794万3千円が主なものでございます。

18節、負担金、補助及び交付金6,685万2千円は、一般会計に係る市町村からの派遣職員8名分の人件費負担金である市町村負担金6,600万円が主なものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをご覧ください。

2目の企画費、3目の会計管理費、4目の公平委員会費、5目の諸費、2項1目の選挙管理委員会費、及び3項1目の監査委員費など、所要額を計上しております。

続きまして、42ページ、43ページをご覧ください。

- 一番下の段の6款「予備費」は、前年度と同額の500万円を計上しております。
- 一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第6号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算」につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

議案書の54ページ、55ページをご覧ください。

初めに歳入でございますが、1款「市町村支出金」の1項1目「事務費負担金」8億706万9千円は、特別会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。2目「保険料等負担金」310億8,642万円は、説明欄に記載のとおり、市町村が徴収して納付する保険料負担金243億7,914万6千円と、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担分と併せて市町村が負担する、保険基盤安定負担金67億727万4千円でございます。

3目「療養給付費負担金」217億9,935万4千円は、療養給付費等の12分の 1を、市町村において負担するものでございます。

次に、2款「国庫支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」653億9,80 6万2千円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」 15億5, 311万7千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を国において負担するものでございます。

2項1目「調整交付金」235億6,619万5千円は、広域連合間における、財政力の不均衡などを調整するための交付金でございます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2億5,216万2千円は、広域連合が実施する、健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、56ページ、57ページをご覧ください。

3款「県支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」217億9,935万4千円は、療養給付費等の12分の1を県において負担するものでございます。2目の「高額医療費負担金」15億5,311万7千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を県において負担するものでございます。

次に、4款「支払基金交付金」1,089億6,931万5千円は、社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する現役世代からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に交付するものでございます。

続きまして、58ページ、59ページをご覧ください。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」2億2,270万円は、1件当たり400万

円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央 会が、各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

7款「繰入金」の1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」23億2,8 39万9千円は、主に歳出の保険給付費に対する歳入不足額を補填するために、基金を 繰り入れるものでございます。

次に、8款「繰越金」は1億円を見込んでおります。

続きまして、60ページ、61ページをご覧ください。

10款3項2目の「第三者納付金」2億7,000万1千円は、交通事故などによる傷病等の医療費について、過失割合に応じて加害者から納付されるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。64ページ、65ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目 「一般管理費」 8 億 9 , 1 4 8 万 6 千円は、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄にございます、11節、役務費の通信運搬費1億9,071万2千円は、医療費のお知らせや支給決定通知などの発送に係る郵便料でございます。その下の手数料6,741万9千円は、健診データの管理など、群馬県国民健康保険団体連合会等に支払う事務手数料でございます。12節、委託料4億8,363万1千円は、被保険者証の作成、被保険者証の廃止に伴う周知広報、レセプト点検、電算処理システム運用などに係る経費でございます。18節、負担金、補助及び交付金の市町村負担金1億2,300万円は、特別会計に係る市町村からの派遣職員18名分の人件費負担金でございます。

次に、2款の「保険給付費」2,766億2,680万2千円は、療養給付費等の療養 諸費のほか、次ページ、66ページ、67ページになりますが、高額療養費、葬祭費な どでございます。

次に、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」2億2,284万5千円は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

次に、5款「支払基金拠出金」は、令和6年度新設されるもので、2億1,205万7千円は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、令和6年4月から子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度において、出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されるもので、各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の制定

に伴い、措置に関する費用は公費と保険者で負担する、流行初期医療確保拠出金でございます。

続きまして、68ページ、69ページをご覧ください。

6款「保健事業費」の1項1目「健康診査費」10億6,134万3千円は、市町村に委託して実施する、健康診査事業に係る委託料でございます。2目の「その他健康保持増進費」5億1,241万1千円は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る市町村への委託料や、市町村が実施する人間ドック助成事業への補助金などでございます。3目の「歯科健康診査費」3,953万4千円は、歯科健康診査に係る群馬県歯科医師会への委託料でございます。

続きまして、70ページ、71ページをご覧ください。

9款「諸支出金」の1項1目、「保険料還付金」3,000万円は、各市町村において、 過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

10款「予備費」1億円は、不測の支出に備えまして、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第5号及び議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、 ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。

初めに、議案第5号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を、 採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(青木貴俊議員)

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会

計予算」を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(青木貴俊議員)

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長(青木貴俊議員)

次に、日程第10、議案第7号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長(片貝早苗)

議案第7号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」ご 説明申し上げます。議案書73ページをご覧ください。

群馬県市町村公平委員会は、効率的な公平委員会を運営するため、群馬県内の市町村 や一部事務組合が共同設置している委員会で、当広域連合も加入しておりますが、この たび規約を変更する必要が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容については、別冊説明資料の17ページをご覧ください。

「2主な内容」に記載してございますが、(1)として、令和6年4月1日から富岡市及び榛東村を規約別表中の共同設置する団体に加えること、(2)として、負担金の算定基礎となる算出方法を改正し、対象職員数の明確化及び団体割負担金を新設するものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長(青木貴俊議員)

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長(青木貴俊議員)

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第7号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(青木貴俊議員)

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○ 議長(青木貴俊議員)

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長(青木貴俊議員)

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後1時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年2月13日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

 議
 長
 青
 木
 貴
 俊

 議
 員
 時
 田
 裕
 之

 議
 員
 大
 竹
 隆
 一

参考資料

議案等審議結果一覧表

【会期 令和6年2月13日(火) 1日】

| 事件番号 | 件名 | 審議結果 |
|--------------|---|------|
| 報 告 第 1 号 | 債権の放棄について | 承認 |
| 議 案 第 1 号 | 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例について | 可 決 |
| 議 案 第 2 号 | 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい て | 可 決 |
| 議 第 3 号 | 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例について | 可 決 |
| 議 案 第 4 号 | 令和 5 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) | 可 決 |
| 議 第 5 号 | 令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 | 可 決 |
| 議 案 第 6 号 | 令和 6 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 | 可 決 |
| 議 案 第 7 号 | 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協 議について | 可 決 |